

覚 書

土佐清水市立市民図書館（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、雑誌の提供等に関し、以下のとおり覚書を締結する。
記

（雑誌及び納入業者の選定）

第1条 甲は、乙から下記の雑誌の提供を受けるものとする。

提供する雑誌は、甲の指定した納入業者及び雑誌リストから、乙が選定した下記の通りとする。

	雑誌名	広告提供期間
1		
2		
3		

（広告の方法）

第2条 甲は、乙から提供を受けた雑誌のカバー裏面に、乙の広告を表示することができる。この場合、広告の内容等については事前に甲・乙協議を行い、合意を前提とする。

（広告の期間）

第3条 広告の期間は、原則として1年間（4月1日～翌年3月31日）とし、年度の途中からは、図書館が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 雑誌スポンサーからの年度途中での取りやめは認めない。（実施要項第7条）

3 開始日は甲・乙の合意により決定する。

（広告主の責務）

第4条 乙は、広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 乙は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを甲に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとする。

（協議）

第5条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲・乙協議の上、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保管するものとする。

平成 年 月 日

甲 住 所 高知県土佐清水市幸町4番19号
役 職 土佐清水市立市民図書館長
氏 名 田 中 嘉 一 ⑩

乙 住 所
会社名・団体名
代表者氏名

⑩